

農振農用地が受けられる税制上の優遇措置について

農業振興地域整備計画に定める農用地域（農振農用地）については、次のような税制上の優遇措置が設けられています。

なお、詳細につきましてはそれぞれの問い合わせ先にご確認ください。

(1) 所得税・法人税 【問い合わせ先：園部税務署 TEL:0771-62-0340】

- ① 農振法第 13 条の 2 に基づく交換分合の施行に係る土地や土地に係る権利（以下「土地等」といいます。）の譲渡所得の課税の特例又は特別控除
- ② 農用地域内の土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

(2) 不動産取得税 【問い合わせ先：京都府南丹広域振興局税務課 TEL:0771-22-0419】

- ① 農振法第 13 条の 2 に基づく交換分合により土地等を取得した場合の課税標準の減額

(3) 贈与税、相続税及び生前一括贈与に係る不動産取得税

【問い合わせ先：園部税務署 TEL:0771-62-0340】

- ① 農地とともに、農用地域内の農用地開発予定地（準農地）を贈与・相続した場合に、当該準農地に対しても贈与税・相続税の納税猶予制度を適用

(4) 相続税 【問い合わせ先：園部税務署 TEL:0771-62-0340】

- ① 農用地域内にある農地は、すべて「純農地」として評価
- ② 農用地域内にある農業用施設用地の価額は、その宅地が農地であるとした場合の価額に、通常必要と認められる造成費相当額を加算した額で評価

(5) 固定資産税 【問い合わせ先：亀岡市税務課 TEL:0771-25-5013】

- ① 農用地域内にある農業用施設用地の価額は、その宅地が農地であるとした場合の価額に、通常必要と認められる造成費相当額を加算した額で評価